


有限会社 総合企画コーポレーション

安全管理規程

2013年10月1日 制定

2021年3月31日 改定

改定来歴

制改定年月日	主な変更の概要	制改定の承認印 (代表取締役)
2013年10月1日	新規制定	松田 直志
2021年3月31日	(1) 表紙、改定来歴及び目次の追加 (2) 「社長」の「代表取締役」への変更 (3) 各条文への主語の追記による責任者の明確化 (4) 広島沼田営業所の追加 (5) 用語及び略称の見直し (6) 輸送の安全に関する基本的な方針の見直し(方針そのものから、含めるべき事項の明記) (7) 受委託に関する受委託会社との連携の明記 (8) 安全管理規程の見直しに関する条文を追加 (9) 運転者、運行管理者、整備管理者及び事業用自動車に係る情報のうち、利用者に有用な情報の公開に関する条文の追加 等	

目 次

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 適用範囲	1
第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等	1
第3条 輸送の安全に関する基本的な方針	1
第4条 安全重点施策	1
第5条 輸送の安全に関する目標	2
第6条 輸送の安全に関する計画	2
第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制	2
第7条 代表取締役の責務	2
第8条 輸送の安全を確保するための社内組織	2
第9条 【削除】	
第10条 安全統括管理者の責務	3
第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法	3
第11条 安全重点施策の実施	3
第12条 輸送の安全に関する情報の共有及び伝達	3
第13条 事故、災害等に関する報告連絡体制	4
第14条 輸送の安全に関する教育及び研修	4
第15条 輸送の安全に関する内部監査	4
第16条 輸送の安全に関する業務の改善	5
第17条 情報の公開	5
第18条 輸送の安全に関する記録の管理	5
第19条 安全管理規程の見直し	6
第5章 安全統括管理者の選任等	6
第20条 安全統括管理者の選任及び解任	6

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程（以下「本規程」という。）は、道路運送法第22条の2の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本規程は、有限会社総合企画コーポレーションの本社営業所及び広島沼田営業所の乗合バス及び貸切バス事業に係る業務活動に適用する。

第2章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

(輸送の安全に関する基本的な方針)

第3条 代表取締役は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、輸送の安全に関する基本的な方針（以下「安全方針」という。）及び輸送の安全に関する重点施策（以下「安全重点施策」という。）を定め、これを全従業員に周知徹底し、さらに現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえるとともに、全従業員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。

2 前項の安全方針には以下を網羅するものとする。

- (1) 関係法令、本規程並びに社内規定（以下「法令等」という。）を遵守すること
- (2) 安全を第一とすること
- (3) 常に安全性の向上に努めること
- (4) 運輸安全マネジメントシステム(PDCA サイクル)を維持すること
- (5) 運輸安全マネジメントシステムを活用して継続的な改善に努めること

3 代表取締役は、輸送の安全に関する情報を積極的に公表する。

(安全重点施策)

第4条 全従業員は、前条で定められた安全方針に基づき、次に掲げる安全重点施策を実施する。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、法令等を遵守する。

- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的、合理的かつ効率的に行うよう努める。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じる。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有する。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施する。

2 一般乗合旅客自動車運送事業等の貸切バスの受委託にあつては受委託会社と密接に協力し、一丸となって輸送の安全性の向上に努める。

(輸送の安全に関する目標)

第5条 安全統括管理者は、第3条の安全方針及び前条の安全重点施策を踏まえて、年度毎の目標（以下「年度目標」という。）を策定し、従業員に周知する。

(輸送の安全に関する計画)

第6条 安全統括管理者は、前条の目標を達成し、輸送の安全を確保するために必要な年度活動計画を作成し、従業員に周知する。

第3章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(代表取締役の責務)

第7条 代表取締役は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。

- 2 代表取締役は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
- 3 代表取締役は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
- 4 代表取締役は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要と認めたときは改善を行う。

(輸送の安全を確保するための社内組織)

第8条 代表取締役は、次に掲げる者を選任し、輸送の安全の確保に係る責任ある体制を構築するとともに、企業統治を適確に行う。

- (1) 安全統括管理者

- (2) 運行管理者
- (3) 整備管理者
- (4) その他必要な責任者

2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、別に定める組織図による。

第9条 【削除】

(安全統括管理者の責務)

第10条 安全統括管理者は、次に掲げる責務を有する。

- (1) 全従業員に対し、関係法令等の遵守と輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底すること
- (2) 輸送の安全の確保に関し、その実施及び管理の体制を確立、維持すること
- (3) 安全方針、安全重点施策、年度目標及び年度活動計画を誠実に実施すること
- (4) 輸送の安全に関する報告連絡体制を構築し、社員に対し周知を図ること
- (5) 輸送の安全の確保の状況について、定期的に、かつ必要に応じて、随時、内部監査を行い、経営トップに報告すること
- (6) 経営トップ等に対し、輸送の安全の確保に関し、必要な改善に関する意見を述べる等必要な改善の措置を講じること
- (7) 運行管理が適正に行われるよう、運行管理者を統括管理すること
- (8) 整備管理が適正に行われるよう、整備管理者を統括管理すること
- (9) 従業員に対し、輸送の安全を確保するために必要な教育又は研修を行うこと
- (10) その他の輸送の安全の確保に関する統括管理を行うこと

第4章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(安全重点施策の実施)

第11条 全従業員は安全方針に基づき、輸送の安全に関する年度目標を達成すべく、年度活動計画に従い、安全重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

第12条 全従業員は、代表取締役と現場や運行管理者と運転者をはじめ社内関係者間での双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が

適時適切に伝達され、共有されるよう努める。また、安全性を損なうような事態を発見した場合には、看過、隠蔽することなく、直ちに第8条各号の関係者に伝える。

- 2 前項の情報を受けた安全統括管理者、運行管理者、整備管理者は、安全性に与える影響を過小評価することなく、速やかに適切な対策を講じる。

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

第13条 代表取締役は、事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制を別に定める。

- 2 安全統括管理者は、定められた報告連絡体制を全従業員に周知するとともに、前項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
- 3 安全統括管理者は、定められた報告連絡体制を各営業所の見えやすいところに掲示するとともに、外部に対してホームページ上で公開する。
- 4 運行管理者は、事故、災害等に関する報告が安全統括管理者、代表取締役及び社内の必要な者に速やかに伝達されるように努める。
- 5 自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号。）に定める事故、災害等があった場合は、同規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を遅滞なく行う。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

第14条 安全統括管理者は、第5条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

第15条 安全統括管理者は、代表取締役が指名する者を実施責任者として、安全マネジメントの実施状況等を点検するため、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合、その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施するよう、内部監査員に指示する。

- 2 内部監査員は、安全統括管理者を介して前項の内部監査が終了した場合はその結果を、改善すべき事項が認められた場合はその内容を、速やかに、代表取締役等に報告する。安全統括管理者は、輸送の安全の確保のために必要な方策を検討し、緊急の是正措置又は予防措置を講じる。

(輸送の安全に関する業務の改善)

第 16 条 第 8 条各号の各職位は、安全統括管理者から事故、災害等に関する報告又は前条の内部監査の結果や改善すべき事項の報告があった場合若しくは輸送の安全の確保のために必要と認める場合には、輸送の安全の確保のために必要な改善に関する方策を検討し、是正措置又は予防措置を講じる。

- 2 悪質な法令違反等により重大事故を起こした場合は、安全対策全般又は必要な事項において現在よりもさらに高度な安全の確保のための措置を講じる。

(情報の公開)

第 17 条 輸送の安全に関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則第 2 条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後 100 日以内に外部に対してホームページ上で公表する。

- 2 一般貸切旅客自動車運送事業については前項に加え、事業用自動車の運転者、運行管理者、整備管理者、事業用自動車に係る情報を国土交通大臣に対して電磁的方法により報告を行うとともに、国で公表される報告事項のほかに利用者にとって有用であると考えられる情報についても積極的に外部に対してホームページ上で公表する。

- 3 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対してホームページ上で公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理)

第 18 条 安全統括管理者は、輸送の安全に関する事業運営上の方針の作成に当たっての会議の議事録、報告連絡体制、事故、災害等の報告、安全統括管理者の指示、内部監査の結果、経営トップに報告した是正措置又は予防措置等を記録し、これを適切に保存する。

- 2 安全統括管理者は、前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存する。

(安全管理規程の見直し)

第 19 条 本規程は、法令改正や業務の実態に応じて適時適切に見直しを行う。また、法令改正等がなかったときにも定期的にレビューし、必要に応じて見直しを行う。

- 2 安全統括管理者は、前項の見直しを行ったときは速やかに国土交通省に変更を届け出るとともに、外部に対してホームページ上で公表する。

第 5 章 安全統括管理者の選任及び解任

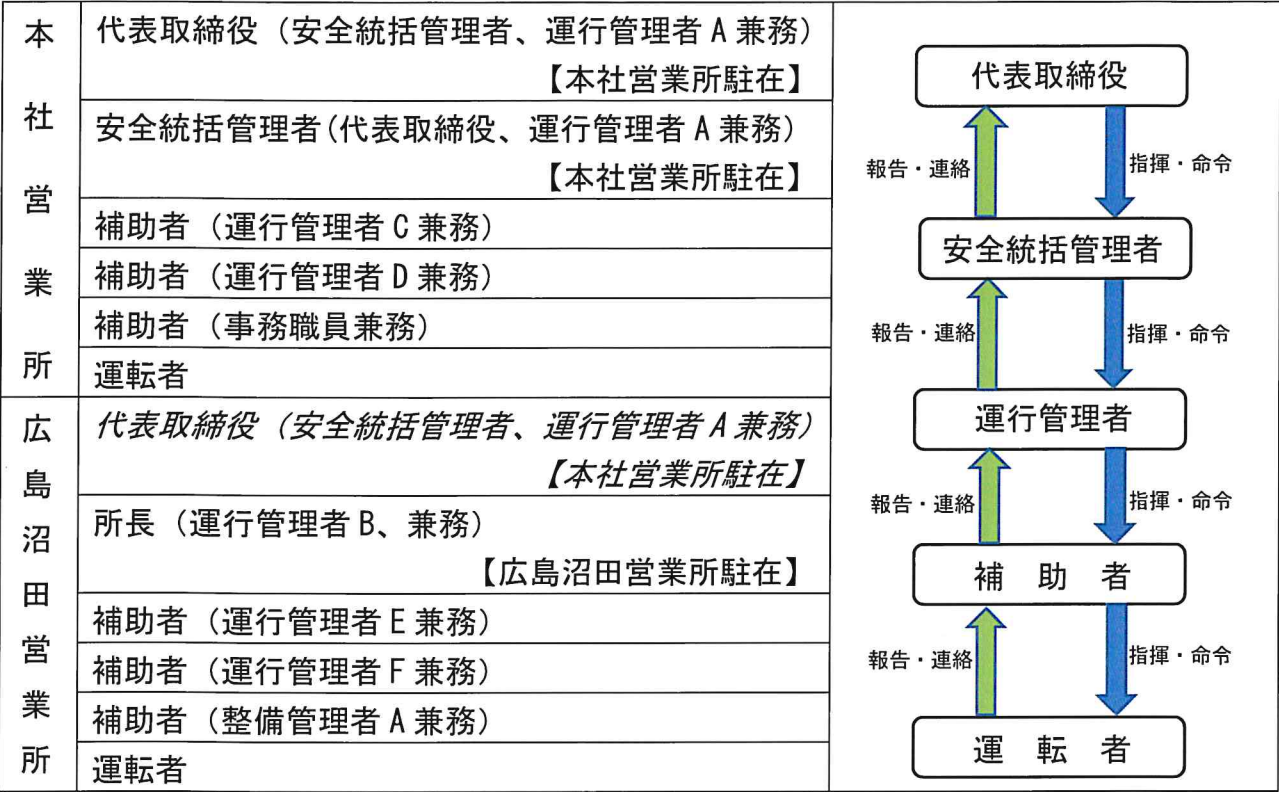
(安全統括管理者の選任及び解任)

第 20 条 代表取締役は、旅客自動車運送事業規則第 47 条の 5 に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任し、国土交通省に届け出るとともに、外部に対してホームページ上で公表する。

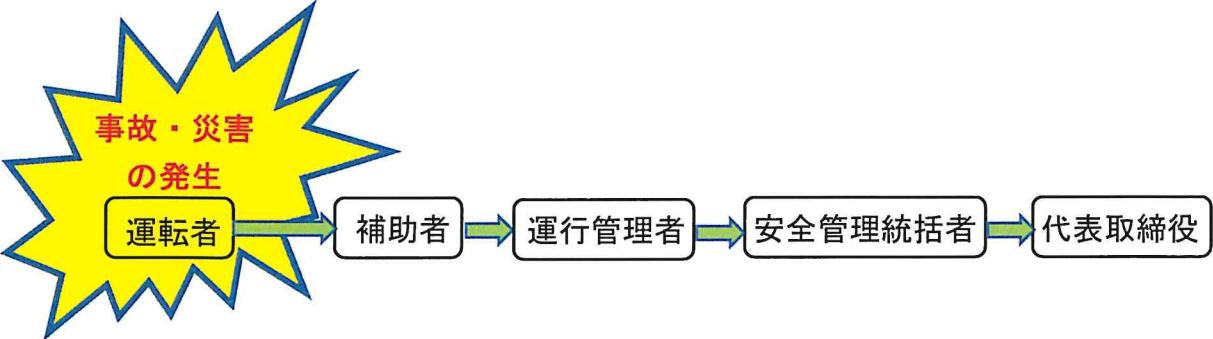
- 2 代表取締役は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任し、新たな安全統括管理者を選任し、国土交通省に届け出るとともに、外部に対してホームページ上で公表する。
 - (1) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき
 - (2) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき
 - (3) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、選任している安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認めたとき
 - (4) その他、人員の配置変更等に伴い安全統括管理者を解任し、新たに当該管理者を選任する必要があるとき

附則 本規程は 2013 年 10 月 1 日に制定、施行する。

附則 本規程は 2021 年 3 月 31 日から一部改訂、施行する。



輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統（第 8 条関係）



事故、災害等に関する報告連絡体制（第 13 条関係）